

行政減量・効率化有識者会議ヒアリング説明資料

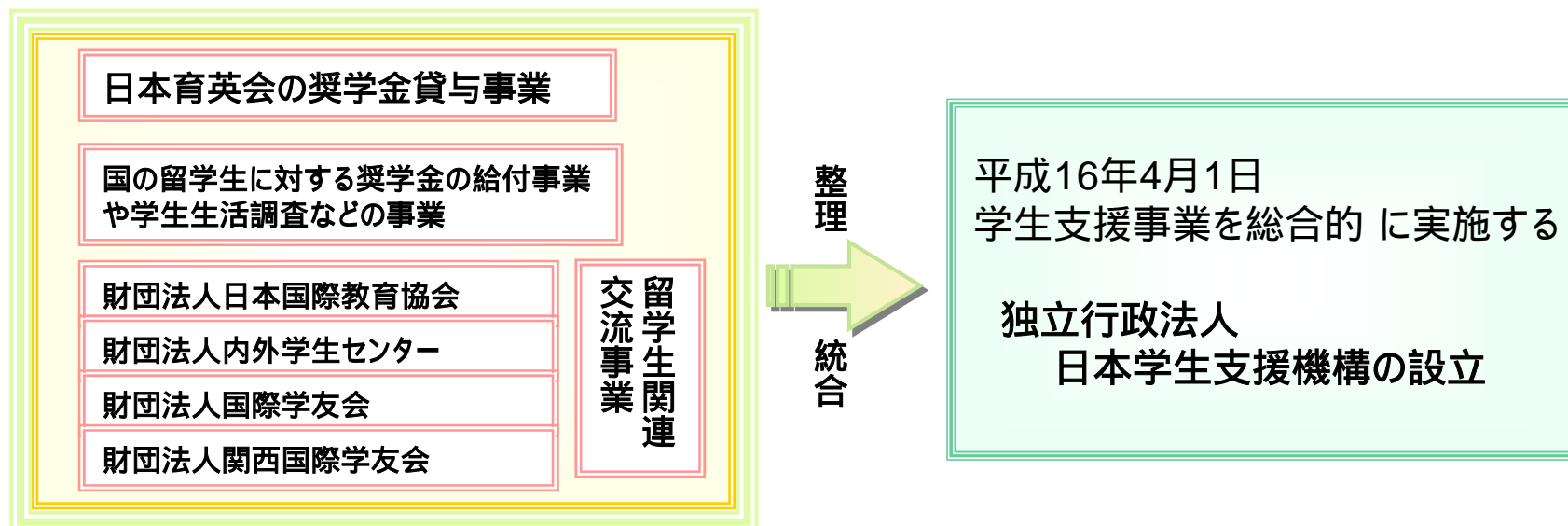
(独立行政法人 日本学生支援機構)

平成19年9月26日

文部科学省

設立の経緯、目的及び事業の概要

設立の経緯



目的及び事業の概要

我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の施策と密接に連携しつつ、奨学金貸与事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を総合的に実施。

奨学金貸与事業

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助

留学生支援事業

留学生交流の推進を図るための事業

学生生活支援事業

大学等が学生等に対して行なう修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導についての支援

我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与。

奨学金貸与事業

昨年度の「見直し」を踏まえて改革を実施

奨学金貸与事業の的確な実施

- 真に支援を必要とする者への貸与が行われるよう貸与基準の厳格化と運用の徹底
- 適格認定制度等を活用し、奨学金の貸与の停止、資格の廃止等の措置を厳格かつ迅速に実施
- 3%の上限金利について教育政策の観点等から見直しを検討

奨学金の回収の抜本的強化

- 民間有識者を含めた検討体制の下で原因分析を行い、効果的な回収方策を検討・策定し、着実に実施
- 新規返還者に係る回収目標について、達成に向けた具体的方策を明らかにした上で早期に達成
- 延滞1年以上の者に対して法的措置を含めた延滞債権に対する回収の更なる強化
- 次期中期目標等においては、現行の回収目標を上回る目標値を具体的・定量的に設定
- 費用対効果の検証を踏まえつつ、回収業務の全面的な民間委託などを検討し、その結果をも踏まえ職員数を削減
- 保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、機関保証制度の妥当性を毎年度検証

(参考) 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日経済財政諮問会議)において、優秀で意欲のある学生に対する奨学金を拡充するための措置を平成20年度から講ずると明記されている。

留学生支援事業

昨年度の「見直し」を踏まえて改革を実施

国際交流会館等の抜本的な見直し

- 国際交流会館については、その運営実態等にかんがみ、今後の新設は停止
- 管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減
- プラザ平成及び広島国際交流会館の管理・運営等業務に係る市場化テストの導入
- プラザ平成については、平成20年度末までに、廃止を含めた在り方について結論を得る
- 「アジア・ゲートウェイ構想」、「経済財政改革の基本方針2007」を踏まえ、留学生用宿舎整備・確保の方策について検討

日本語教育業務の抜本的な見直し

- 対象を高等専門学校及び専修学校に係る国費留学生等を中心に特化
- 次期中期目標期間(平成21年度～25年度)に、留学生に対する日本語教育の支援方策等に関する検討の一環として、抜本的に在り方を検討
- 日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し

(参考) 「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議)において、短期留学生受入れ促進、留学生用宿舎整備・確保の必要性や日本語教育の充実が指摘され、「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日経済財政諮問会議)においては、同構想の基本方針を踏まえ、今後の取組を早急に具体化し、新たな留学生戦略を策定することが閣議決定されている。

昨年度の「見直し」を踏まえて改革を実施

学生生活支援事業

学生生活支援事業の重点化

- 各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施
- 学生支援情報データベースについては、効率化・合理化・有用性の観点から、定期的な整備計画の内容の見直し
- 研修事業等については、各大学におけるノウハウの蓄積が十分でなく、適切な支援を行うことが困難な分野を中心に重点化

(参考) 「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日中央教育審議会)において、ユニバーサル段階の高等教育のあり方として、様々な需要に対する高等教育の学習機会の提供に加え、学生支援の充実等により学習環境を整えていくことが不可欠であると提言されている。

論点に対する整理合理化案見直しの考え方 1

論点1 奨学金の返還確保のための抜本的な対策の提示

1. 延滞者に対する早期の対応

- ◆ 原則として延滞1年以上のすべての者に対して法的措置を前提とした督促の実施
過去の10万人の延滞者に対し、3ヵ年計画(平成19~21年度)で実施中
- ◆ 法的措置を前提とした督促の実施の早期化を検討
- ◆ 1年未満の延滞者に対する電話督促の強化

2. 民間を活用した収納・督促

- ◆ 延滞者に対するコンビニ等を活用した収納方式の導入
- ◆ 債権回収業者への委託等を、費用対効果の分析を踏まえ拡充

3. 住所把握の徹底

- ◆ 返還誓約書提出時(1月末)における住民票の提出を新たに義務付け
- ◆ 住所不明者に対する追跡調査の徹底
- ◆ 他の公的な本人確認制度との連携可能性の検討

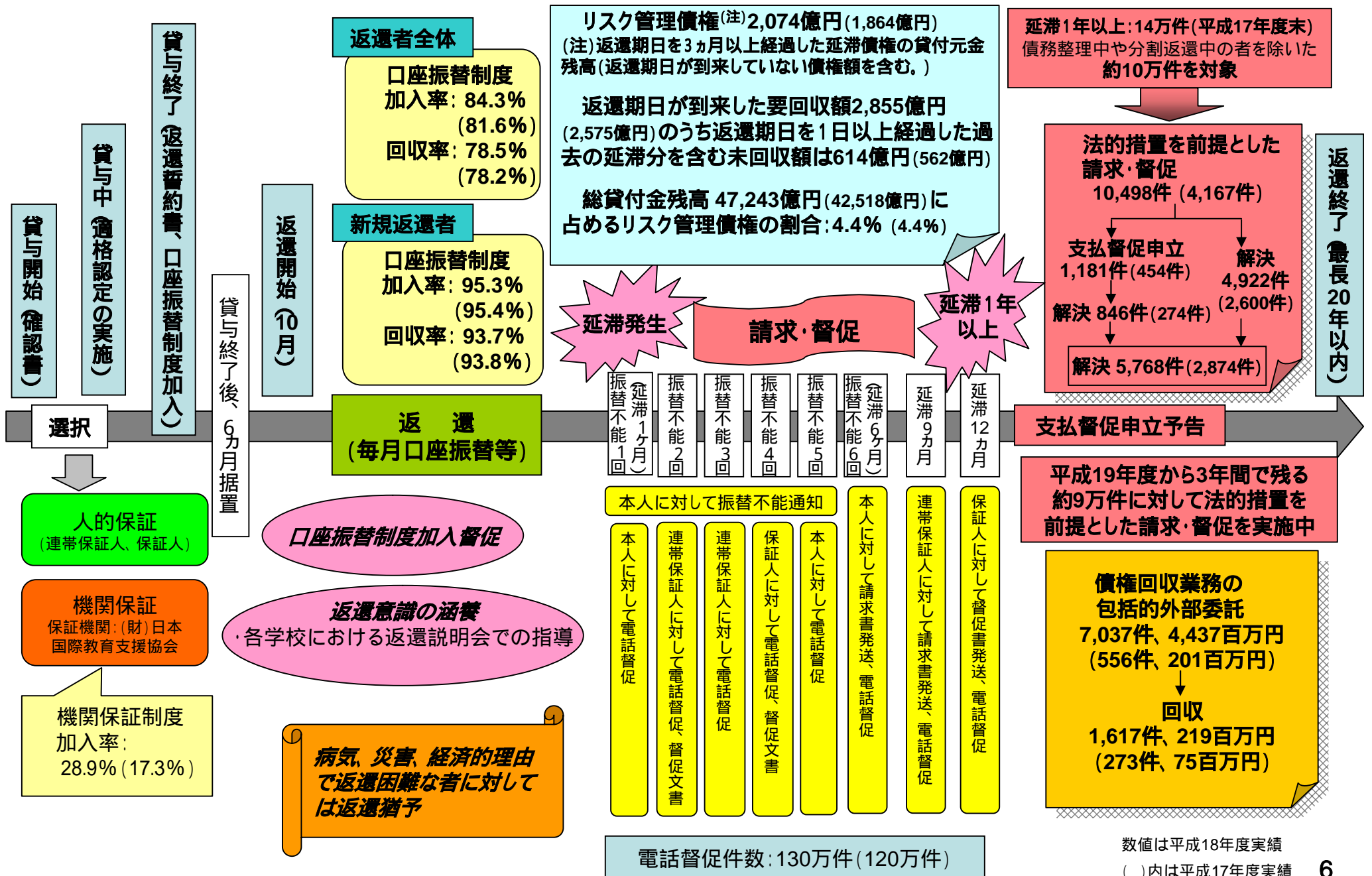
4. 大学等との連携・強化

- ◆ 貸与開始時から終了時にわたる返還意識の強化・徹底
- ◆ 卒業生の滞納率の高い大学等への指導の強化

5. 抜本的な回収強化に向けた更なる検討

- ◆ 機構内に組織横断的な回収強化PTを設置し、有識者ヒアリング等を実施、更に、奨学金の返還促進に関する有識者会議を9月下旬(予定)に設置し、具体的な回収強化策について検討
- ◆ 延滞者の実状を把握するための属性調査を充実・強化
- ◆ 機関保証制度の検証と適切な運用

日本学生支援機構の返還金回収の流れ



論点に対する整理合理化案見直しの考え方 2

論点2 留学生関係業務を廃止

- ◆ 国際交流会館については、その運営実態等にかんがみ、今後の新設は停止
- ◆ 一方、「アジア・ゲートウェイ構想」や「経済財政改革の基本方針2007」の決定を踏まえ、短期留学生の受入れ促進など留学生交流の推進を図ることが必要。留学生宿舎については、新設を停止し、既存施設の活用を図るとともに、大学や民間への支援を重点的に実施
- ◆ 国際交流会館の管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減により効率的な運営を実施。

論点3 保有資産を売却

- ◆ 国際交流会館は、留学生に対して居住の場を提供し、学生生活を支援するとともに、地域住民等との交流事業等を実施し学生、地域住民等の国際理解の発展、相互交流に資するもの
- ◆ 世界各国の留学生から高い評価を得ており、地域交流における留学生宿舎・国際交流施設の先導的・モデル的な役割を担うとともに、地域の交流事業に関する中心的な役割も果たすなど、地域住民等の国際理解の発展及び国際交流の推進において必要不可欠
- ◆ 「アジア・ゲートウェイ構想」や「経済財政改革の基本方針2007」において、留学生用宿舎整備・確保の必要性が指摘されており、その対策の検討が必要

論点4 学生生活支援事業は民間や大学で代替可能なため廃止

- ◆ 体験ボランティア・学生ボランティア活動セミナーのように民間や大学で代替可能な事業については廃止し、障害のある学生の修学支援をはじめ、各大学等における取組が十分ではなく、個々の大学等では実施が困難である事業を厳選して実施

行政減量・効率化有識者会議における
独立行政法人に関する各省ヒアリング
(平成19年9月26日)

参考資料



学生支援をめぐる現状等

学生支援をめぐる現状と課題

子育てをする世帯にとっての高等教育 費負担の増

親の所得など家庭の経済状況によって、意欲と能力がありながら、修学の機会が奪われないよう奨学金事業を通じた支援が必要。

留学生受入れ10万人を達成

我が国の大学の国際競争力の強化等のため、優秀な留学生の受け入れや日本人学生の派遣を推進することが課題。

学生支援の内容の多様化・複雑化

学生サービス向上の観点から各大学共通の課題に対応することが必要。

大学が日本人学生・留学生一体となった総合的な学生サービスを提供するための基盤を整えることが必要。

学生支援関連政策における国の責任

日本国憲法及び教育基本法では、教育の機会均等を実現し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために、奨学金事業は必要不可欠な教育施策として謳われている。

「新しい少子化対策について」(平成18年6月20日少子化社会対策会議決定)においては、奨学金の充実等により、さまざまな高等教育の分野に挑戦する機会拡大が明記されている。

「アジア・ゲートウェイ構想」(平成19年5月16日アジア・ゲートウェイ戦略会議)では、短期留学生受け入れ促進、留学生用宿舎整備・確保の必要性及び日本語教育の充実について指摘されている。

「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)では、優秀で意欲ある学生に対する奨学金を拡充するための措置を平成20年度から講ずると明記されている。また「アジア・ゲートウェイ構想」の基本方針を踏まえ、今後の取組を早急に具体化し、新たな留学生戦略を策定することが明記されている。

「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月28日中央教育審議会答申)では、ユニバーサル段階の高等教育のあり方として、様々な需要に対する高等教育の学習機会の提供に加え、学生支援の充実等により学習環境を整えていくことが不可欠であると提言されている。

奨学金貸与事業

奨学金事業の充実

我が国の将来を担う意欲溢れる学生が経済的にも自立し、安心して勉学に励めるよう、奨学金を希望する学生支援のため、奨学金の更なる充実を図る。

平成20年度概算要求 貸与人員：123.0万人（8.7万人増）
事業費総額：9,513億円（1,010億円増）

区 分	無 利 子 貸 与 事 業	有 利 子 貸 与 事 業
貸 与 人 員	48.0万人（1.3万人増）	75.0万人（7.4万人増）
事 業 費	2,890億円（113億円増）	6,623億円（897億円増）
うち政府貸付金・ 財政融資資金等	（政府貸付金） 855億円（108億円増）	（財政融資資金（財投機関債1,170億円含む）） 5,718億円（716億円増）
対 象 学 種	大学・短大、高専、大学院、 専修学校専門課程 <small>高等学校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移行</small>	大学・短大、高専（4・5年）、大学院、 専修学校専門課程
貸 与 月 額	定 額 （私立大学自宅外通学の場合） 6.5万円（1千円増）	学生が選択 （大学の場合）3、5、8、10、 12万円 貸与月額の新設
貸 与 基 準	学 力	高校成績が3.5以上 大学成績が学部内において 1/3以内
	家 計	平均以上の成績の学生 特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 勉学意欲のある学生
返 還 方 法	998万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】	1,344万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返 還 方 法	卒業後20年以内	卒業後20年以内（元利均等返還）
貸 与 利 率	無 利 子	上限3%（在学中は無利子） 学生が選択（利率は平成19年9月現在）
		利率見直し方式 （5年毎）1.4% 利率固定方式 1.8%

無利子貸与事業には高等学校等奨学金事業交付金分（291億円（3億円増）、12.6万人相当）を含む。

奨学金に対するニーズ

平成18年度における日本学生支援機構奨学金の採用状況（実績）

無利子奨学金 （単位：人）

基準適格申請者数	採用者数
108,027	83,780

有利子奨学金 （単位：人）

基準適格申請者数	採用者数
145,910	145,910

（参考）学生生活調査からみた奨学金のニーズ（平成16年度）

- (1) 奨学金申請者のうち受給できなかった者の割合：1.8%
- (2) 希望するが申請しなかった者の割合：13.6%

回収率の向上に向けた具体的な取組方策

口座振替制度への加入促進（平成7年度～）

平成14年度から、外部委託による電話での加入督促を実施。



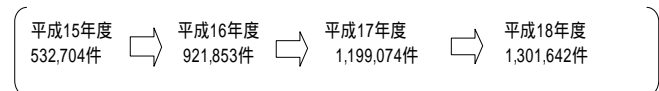
各学校に対する滞納防止の徹底（平成9年度～）

機構より各学校に滞納状況等を通知(平成18年度実績:3,907校)し、各学校の募集説明会や返還説明会で、返還指導を徹底するように依頼。

機構において学生向けの説明用ビデオを作成し、学校へ配布、返還説明会での上映を依頼、返還の重要性について周知を図った。

外部委託を活用した督促の拡大（平成13年度～）

滞納者に対して電話による返還の督促。

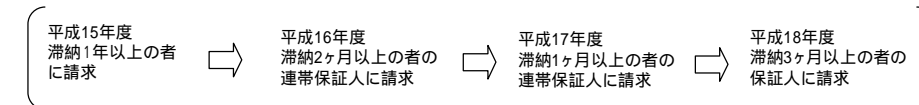


分割返還による返還方法の弾力化（平成16年度～）

決められた額の返還が困難な場合に、分割した返還方法を活用するなど、返還者の生活実態を踏まえた適切な指導を実施。

外部委託を活用した連帯保証人、保証人に対する請求の早期化（平成16年度～）

滞納1か月以上の者に対する連帯保証人、保証人への電話等による請求。



機関保証制度の導入（平成16年度～）

従来の人的保証制度(連帯保証人と保証人を立てる)に加え、一定の保証料を支払うことにより連帯保証人・保証人の確保が難しい場合であっても自らの責任で奨学金の貸与が受けられる機関保証制度を導入。

(加入率 平成16年度 9.1% ⇨ 平成17年度 17.3% ⇨ 平成18年度 28.9%)

法的措置を前提とした請求督促の強化・充実（平成17年度～）

平成18年度においては、支払督促申立予告について、一層の増加を図った。

(支払督促申立予告件数:平成16年度462件 ⇨ 平成17年度4,167件 ⇨ 平成18年度10,498件)

債権回収業務の外部委託の試験的導入（平成17年度～）

延滞1年以上2年未満で過去1度も入金のない者等、滞納者の一部を対象として、架電や文書による督促、返還者との折衝などの債権回収業務を包括的に委託。

(平成17年度 556件、201百万円について実施。うち、273件、75百万円回収)

(平成18年度 7,037件、4,437百万円について実施。うち、1,617件、219百万円回収)

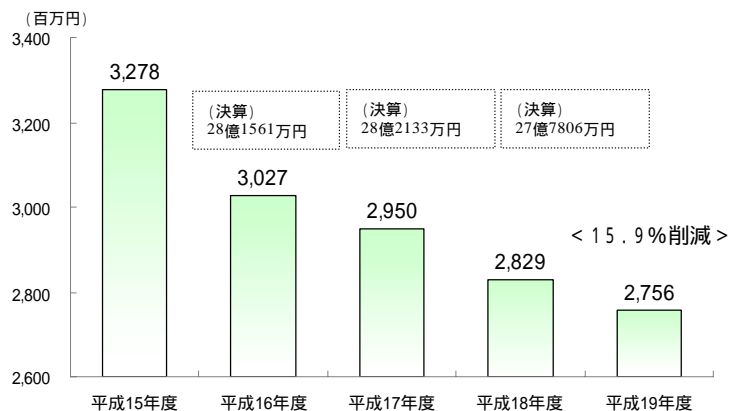
平成19年7月に日本学生支援機構において「奨学金回収強化等に係る方策検討のためのプロジェクトチーム」を設置。近日中に「奨学金返還促進に関する有識者会議」を設置し、延滞状況の原因分析を踏まえて、奨学金の回収強化のための効果的な回収方策(民間委託の望ましいあり方を含む)、回収目標等について検討する予定。

組織及び業務全般

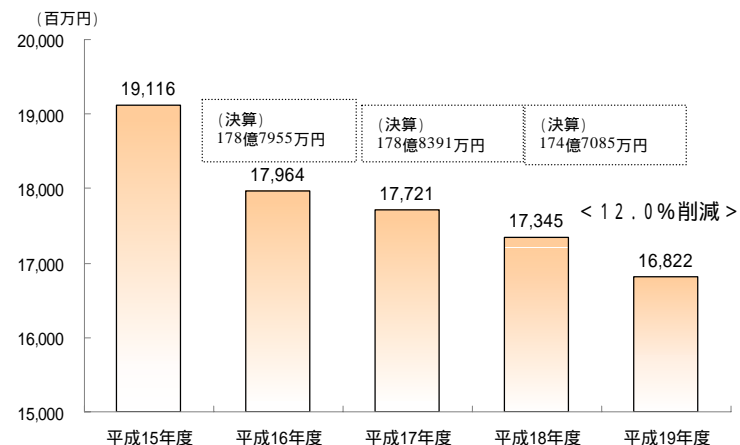
一般管理費等の削減

< 中期計画の目標 >

平成15年度予算額を基準とし、平成20年度までに
一般管理費16%削減



その他事業費9%削減



一般管理費及びその他事業費のうち、人件費(退職金、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。)については「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)をふまえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとし、中期目標期間においては、3%以上の人件費を削減する。

実績:人件費を削減し、目標に向けて順調に実施している。(平成17年度比 3.47%)

(平成17年度実績額)42億5,350万円 (平成18年度実績額)41億 593万円